

(12)

大東亞戦争の呼稱について

REEL No. A-1076

0425

アジア歴史資料センター

大東亜戦争の呼称について

昭和20年12月15日付 G.H.Q.指令

AGCC.3 (15 Dec 45) CIE

政府に於ける種々の保護、支援、保全、  
監督及び弘布の廃止等に関する覚書  
1の丁項

The use in official writings of the  
terms "Great East Asia War"  
(DAI TOA SENSO)

上記に依り、大東亜戦争の使用禁止とするも  
現在は文部省に於ては上記の覚書は死文化  
してゐるものと見なしている。

文部省では今次戦争は「第二次世界  
大戦」と呼稱し、大東亜戦争と是非表現し  
ない。DSは( )内に入れる様にしてゐる。  
(太平洋戦争と云ふ字句は文部省では現在使用しない。)

以上は昭和43年6月17日 文部省 教学調査

官山口三三三氏との談話を藤川氏  
を通じて栗原事務官より聴取した物の

藤川 記

GA-0

外務省

055



今次戦争ノ時局並ニ平時ノ分界時期ニ行テ

昭和十六、一七、一八  
大不況政府  
日誌

決定

一 今次ノ對米英戦争及今後情勢ノ推移ニ伴ヒ生起スルコトアルヘキ  
等ハ支那等國ヲモ含メ大東亞戰事ト呼稱ス

ニ給兵、軍費、刑法ノ適用等ニ關スル平時、戦時ノ分界時期ハ昭和十  
六年十二月八日午前一時三十分トス

三 軍ノ在野スル地取小國ヨリ戦地トモ帝國領土(南洋羣島等)ニ  
區域ヲ統クハ差管リ戦地ト指定スルコトナシ

四 シ管轄領土ニ在リテハ第二ニ關スル個々ノ部ニ在テハ其地ノ狀  
ヲ考ヘシ戦地並ニ戦後フモノトス

11.11.11-51

461

REEL No. A-1076

0420

アジア歴史資料センター

参考

軍事史学 第13巻第3号

(昭和32年12月)

大東亞戦争の呼称決定について

木田弘毅

外務省  
東京都千代田区霞が関二丁目2番1号  
電話 東京(580)3311番

郵便番号100

REEL No. A-1076

0428

アジア歴史資料センター





争目的の開陳と相まって、多分に政治的立場を明らかにしようとする狙いがあったようである。その間の事情について、次の書物に記述されているので、引用してみよう。

【大本営機密日誌】(重村佐幸著)によれば、閣議決定より二日前に決められていたのである。開戦後の会議を開いた。この会議で、今次戦争は支那事変を含め大東亜戦争と呼称することに定められた。席上、海軍側から太平洋戦争、対米英戦争等の名称案が出たが、これらの名称は支那事変を含めると適当でないし、また、好むと好まないにかかわらず、いつ対ソ戦争に発展するかわからないから大東亜の新秩序を建設するという政治的意味を加えて、大東亜戦争とすることに決定したものである。

と云う。昭和十六年十二月十日の項目として、このようにある。ここに「大東亜戦争」とは、大本営政府連絡会議を指すものであった。

【大東亜戦争全史】1において、著者服部卓四郎氏は、十一月十日、大本営及び政府は、連絡会議において、今次戦争を支那事変を含め、大東亜戦争と呼称することに定めた。と、記述している。

このようにみると、昭和十六年十二月十日に、大本営政府連絡会議で、「大東亜戦争」の呼称が定まり、十二月十二日に、閣議決定として正式に発表されたようである。「太平洋戦争への道」別巻資料編には、「十一月十日連絡会議決定」とあり、次の史料と同文のものが掲げられている。

さて、次に、「今次戦争ノ呼称並ニ平時ノ分界時期ノ分界時期等ニ付テ」を全文にわたり掲げよう。

閣議決定 昭和十六年十二月十二日

今次戦争ノ呼称並ニ平時ノ分界時期等ニ付テ  
一、今次ノ対米英戦争及今後情勢ノ推移ニ伴ヒ生起スルコトアル(キ)戦争ハ支那事変ヲモ含メ大東亜戦争ト呼称ス  
二、給与、刑法ノ適用等ニ関スル平時、戦時ノ分界時期ハ昭和十六年十一月八日午前一時三十分トス  
三、帝国領土(南洋群島委任統治区域ヲ除ク)ハ差当リ戦地ト指定スルコトナシ  
但シ帝国領土ニ在リテハ第二号ニ関スル個々ノ問題ニ付其ノ状態ヲ考慮シ戦地並ニ取扱フモノトス  
又「大東亜戦争」の英語名は何んと綴ったであろうか。GREATER EAST ASIA WAR と書いたようである。比島の現地日本語が、比島人に示すために、「大東亜戦争」を紹介した際の英語訳である。現地の軍のもの、日本の中央部の公文書記載のものではないが、ここに掲げておく。

(戦後の出版の諸書も、このような表記を使用している。)かくして、今次戦争の呼称は「大東亜戦争」と決定したが、それに伴って、従来から「支那事変」の呼称を使用している各法律等の改正が必要となった。それゆえ、その改正に着手されるわけであるが、その改正のための経過の中で、「大東亜戦争」呼称の中に含まれる戦争の意味、定義が説明され、明らかにされているのである。さて、「大東亜戦争」呼称ヲ定メタルニ伴フ各法律中改正法律

案「説明基準」という文書がある。これは内閣が作成した文書で、「大東亜戦争」の呼称とそれに伴う意味、定義づけが簡明に盛り込まれている文書である。最初に注目されるのは、「(一)の(イ)」で括弧された箇所である。ここに、「大東亜戦争」の呼称とそれに伴う戦争の意味、定義の根本が存在すると言えよう。次に掲げよう。

【大東亜戦争ノ呼称ヲ定メタルニ伴フ各法律中改正法律案】説明基準

一、今回各法律ヲ改正スルコトニ依リ当該法律ノ今後ノ適用上別段ノ変更ヲ来スモノニ非ズ。(対米英戦ノ目的ハ大東亜新秩序ノ建設ニ在リ、其ノ目的ニ於テ又、其ノ本質ニ於テ従来遂行セラレ来レル支那事変ト何等異ル所ナク従テ大東亜戦争ナルモノハ支那事変ノ生成発展シタルモノト謂フヲ得ベシ。此ノ点昭和十二年ヨリ昨年迄ノ間ニ於ケル支那事変ノ過程ニ於テ幾多ノ発展段階ヲリタルト性質上撰ブ所ナシ)

従テ  
(イ) 臨時軍事費特別会計法ノ如キニ付前議會ニ於テ特ニ之ガ改正ノ措置ヲ執ラザリシ次第ナリ。  
(ロ) 又、昭和十三年法律第八十四号(支那事変ニ際シ召集中ノ者ノ選挙権及被選挙権等ニ関スル法律)等ニ関シテモ「従前ノ支那事変ニ際シテ召集ハ大東亜戦争ニ際シテ召集ト看做ス」ト云フガ如キ規定ヲ設ルノ措置ヲ執ラザリシ次第ナリ。  
とあり、「大東亜戦争」の呼称の決定とそれに伴う戦争の意味、定義を述べ、法律上の字句の改正についてまで言及している。法律

上の字句の改正については後述する。

さらに、とくに「支那事変ヲモ含ム」といついての説明がある。この中で、注意を引くのは、「ハ」である。すなわち、「尚」「大東亜戦争」ノ「戦争」トハ包括的ノ呼称トシテ用ヒララルモノニシテ帝國憲法ニ謂フ「戦」或ハ國際法上ニ於ケル「戦争」ト云フ如キ嚴格ナル意味ノモノニ非ズ。従テ大東亜戦争ナル呼称ニ包括セラルル事態ニハ、國際法ニ見テ嚴格ナル意味ノ戦争ノ部面アリ然ラザル部面アリ」という項目がそれである。ここでわかることは、広義の意味で、「大東亜戦争」と総称している点であり、狭義の「意味」の戦争ばかりではない点である。したがって、「宣戦布告なき戦争」と言われた「支那事変」も包含されたのである。原文を掲げる。

一、「支那事変ヲモ含ム」云々ト謂ヘル閣議決定ノ趣旨ハ左ノ如シ。  
(イ) 今次勃発ノ対米英戦ノミヲ支那事変ト區別シテ大東亜戦争ト称スルモノニ非ザルコトヲ示ス。  
(ロ) 更ニ、右決定ハ、今後大東亜戦争ナル呼称ヲ用フル場合ニハ昭和十六年十一月八日午前ノ支那事変ヲモ包含スルモノナルノ意ヲ含ム。  
従テ臨時軍事費特別会計法ニ依ル会計年度ノ始期ニモ何等変更ヲ来スコトナシ。  
(ハ) 尚「大東亜戦争」ノ「戦争」トハ包括的ノ呼称トシテ用ヒララルモノニシテ帝國憲法ニ謂フ「戦」或ハ國際法上ニ於ケル「戦争」ト云フ如キ嚴格ナル意味ノモノニ非ズ。従テ

大東亞戦争ナル呼称ニ包括セラルル事態ニハ、國際法的ニ見テ嚴格ナル意味ノ戰爭ノ部面アリ又然ラザル部面アリ。故ニ本呼称ノ決定ハ對重慶軍事行動ガ、法上ノ戰爭ニ為リタルコトヲ示スモノニ非ズ。

なお、「支那事変ヲモ含メ」ることについては、もう一つの史料があるので、それを中心に、詳しく次章で論じよう。

註1) 『大東亞密日誌』 續行佐奉 一〇頁  
2) 『大東亞密日誌』 續行佐奉 四二〇頁  
3) 『大東亞密日誌』 續行佐奉 四二〇頁  
4) 『太平洋戦争への道』 別冊資料編 朝日新聞社 六二二頁  
5) 比島軍政監部発行の文書「大東亞戦争結果日誌」の表紙より。  
6) 内閣作成文書  
7) 内閣作成文書

二 「支那事変」との関係

前掲「大東亞戦争ノ呼称ヲ定メタルニ伴フ各法律中改正法律案」説明基準において、「支那事変ヲモ含メ」ることについて説明があったが、これに加えられる形で、更に、「追補」が表わされている。この「追補」は、とくに、「支那事変ヲモ含メ」ることについて、説明が詳しなされている。説明のマトリも問答形式を採っており、「蔣政権」への対応策についても、具体的に述べられており、注目されるべきものと言えよう。

「支那事変」に関連して、「大東亞戦争」を、「大東亞新秩序建設」の一環として「支那事変」を定義している点も重要と言わなければならない。そして、「今後生起スルコトアルヘキ戦争」もまた、「大東亞新秩序建設」の一環として規定し、「大東亞戦争」に包含

しようとしてるのである。  
次に、「追補」の全文を掲げよう。  
「大東亞戦争ノ呼称ヲ定メタルニ伴フ各法律中改正法律案」説明基準追補  
一、今回法律ヲ改正スルコトニ依リ当該法律ノ適用上差異ヲ生ズルカ、現行ノ條放置シテモ實質上支障ナキモ呼称ガ改メラレタ為ニ裁ヲ整ヘル丈ノ意味カ。  
適用上差異ナシ。条文上ノ措辞ニ付名実一致セシメタルニ止マル。  
二、「支那事変ヲモ含メ」云々ト謂ヘル關係決定ノ趣旨如何。  
別紙説明基準二、ノ通。  
甲(一) 「支那事変ヲモ含メ」トハ事實効力當初迄及シテ爾リト觀念スルノ義ナリヤ。  
今後大東亞戦争ナル呼称ヲ用フル場合ニハ、昭和十六年十二月八日前ノ支那事変ヲモ包含シ指称スルノ意ナリ。(尚次項参照)  
乙(ロ) 昨年十二月七日以前ハ依然事實ノミ存在シタル義ナリヤ、或ハ過テ戦争ト為リタル義ナリヤ。  
呼称ノ上ニ於テハ大東亞戦争ト指称サルルモ、支那事變ガ過テテ國際法上ノ戦争ト為ルノ意ニハアラス。  
「大東亞戦争」トハ大東亞新秩序建設ノ為ノ軍事行動ノ總稱ナリ。該呼称ニ包括セラルル事態ニハ、國際法的ノ戦争ノ部面アリ、又然ラザル部面アリ。  
丙(一) 關係決定ニ「今次ノ對米英戦争及今後情勢ノ推移ニ伴

ヒ生起スルコトアルヘキ戦争ヘ云々トアル意味如何。關係決定ノ趣旨ハ支那事變ニ始リ將來ニ及ブ大東亞新秩序建設ノ為ノ一聯ノ戦争ト總稱シテ「大東亞戦争」ト呼称スル旨ヲ明ニスルニ在リ。「今後生起スルコトアルヘキ戦争」トハ「大東亞新秩序建設」ノ為ニ今後新ニ生起スルコトアルヘキ軍事行動」ノ意ナリ。

乙 支那事變ナル觀念ハ可分ノモノトシテ大東亞戦争ノ一部ヲ成スモノナリヤ、或ハ支那事變ガ生成發展シテ大東亞戦争ト為リタルモノト認ムベキモノナリヤ。

後段ノ通ナリ。

(イ) 對蔣政権軍事行動ハ大東亞戦争ノ一部ト為リタルモノナリヤ。  
對蔣軍事行動ハ大東亞新秩序建設ノ一手段タリ、而シテ大東亞戦争ナル呼称ノ中ハ包括セラルル一事態ナリ。

(ロ) 若シ然リトセバ事變ハ戦争ト為リ蔣政権ハ之ヲ交戦団体トシテ認ムル趣旨ナリヤ。  
然ラズ。大東亞戦争ト云フ場合ノ「戦争」トハ前掲ノ如ク包括的ノ呼称ナリ。事變ヲ戦争ト為スノ積極的意味ナシ。大東亞新秩序建設ノ為帝國ノ執リタル軍事行動ニハ國際法的ノ戦争ノ部面アリ、又然ラザル部面アリ。對蔣軍事行動ハ其ノ後者ニ該當ス。

(ハ) 然ラズトセバ、大東亞戦争ニ際シ依然中華民國ノ領域内ニ於ケル叛徒鎮圧ヲ為シツアルモノナリヤ。

然リ。大東亞新秩序建設ノ一手段トシテ残存一政權ノ鎮圧ヲ為シツアルモノナリ。  
(一) 和蘭等ハ相手國ヨリ宣戦アリテ其ノ結果帝國トノ間ニ戦争状態ニ入りタルモノト解ス。而シテ重慶モ我方ニ對シ宣戦シタリ。此ノ場合ニ於テ重慶トノ間ニハ戦争ヲ生ゼストスルハ如何ナル根拠ニ基キヤ。  
法律的ニハ恰モ一匪賊ノ頭目ガ宣戦セルニ性質上同シ、對米英宣戦ノ御詔書ニモ「重慶ニ残存スル政權」トアリ。

(ホ) 右ノ場合ニ戦争法規ハ蔣政権トノ間ニ於テハ片面的ニ(即、我方ニハ適用ナクシテ重慶側ノミ)適用ヲ見ルモノナリヤ。  
我方ニ適用ナキハ勿論ナリ。重慶側ト第三國トノ關係ハ彼等ノ主観ノ問題ナリ。我方ノ関知スル所ニ非ズ。  
(ニ) 蔣政権ヲ相手トセスト謂フ態度ハ今回一概スルモノナリヤ。  
然ラズ。(三)参照。

とある。  
なお、「支那事變ナル觀念ハ可分ノモノトシテ 大東亞戦争ノ一部ヲ成スモノナリヤ、或ハ支那事變ガ生成發展シテ大東亞戦争ト為リタルモノト認ムベキモノナリヤ」という間に對し、「後段ノ通ナリ」と答えており、単なる連想的聯想でなくして、「生成發展」したものと扱っていることは、注目に値する。  
このことに関しては、この内閣作成文書はこれ以上述べていない

が、企画院研究会の『大東亜建設の基本綱領』には、「支那事変と大東亜戦争」なる項を設け、数年間における支那事変の進展は、日・支問題を単に日・支兩國間のみの懸案として解決しえない実情を兩次明らに出してきて、日・満・支三國を核とする東亞新秩序の建設過程において、米・英・仏等の民主主義國家群が、如何に反駁し、これを否認し、共榮圏建設の聖業を阻害半ばにして屈辱せしむるべく、彼等、脅迫、強圧等、あらゆる権謀と恣意を弄したかは、ここに改めて支那事変外交史をひもとくまでもない。結論をさきに言え、支那事変の進展は必然的に大東亜戦争を惹起せしめたのである。

と語り、内閣作成文書「史料(一)の『支那事変』(生成發展)云々の事項をよく説明解説している。この書は、戦時中に書かれた政府色の濃いものであるが、支那事変が「大東亜戦争」に發展し拡大したとする連続性を見る考え方は、現在においてもなされてはいる。日本は支那事変の早期解決という大問題の外に、新たな南方問題と取組まざるを得なくなつたのである。しかも、支那事変の早期解決のためには、従来如き、単に直接重慶政府を対象とする施策のみに止らず、第三國就中米英の援助政府の放棄を目標として、状況によっては軍事行動により援蔣補給路を直接遮断するの外、国際政局に対する積極的外交を推進せんとした。勢ひの赴くところ、米英との対立激化を避け難く、戦争への危険は増大して行つた。

「大東亜戦争」として出された内閣の『情報局発表』を掲げよう。ここでは、地理的な点にも及んで「大東亜戦争」の呼称について述べている。

今次の対米英戦は、支那事変をも含め大東亜戦争と呼ぶ。大東亜戦争と称するは、大東亜新秩序建設を目的とする戦争なることを意味するものにして、戦争地域を大東亜のみに限定する意味に非ず。

とある。これによると、支那事変を包含しながらも、これは戦争地域を地理的範囲として、示したのではないことがわかる。戦争目的を示したものである。

さて、『大東亜戦争の成因と日本の持論』という書には、「戦争目的と戦争名」と題し、次のように述べている。

米英と戦うというのに、東亜で戦うというような小規模な構想で戦つたのでは勝てる筈がない。はじめから、敵の本国には攻めて行きませんが東亜だけで済ますから、ゆっくり準備して反攻して下さいといつてはいるようなものである。殊にこれは、戦争目的がボケて、単に南方の資源獲得戦争のような気持を国民に抱かせて一億を聖戦に奮起せしむることが出来ない。この戦争は主な戦争相手の国名で言えば日米英戦争であり、詳しく言えば日米英蘭支戦争、地域で言えば相手が地球上に跨つているのだから世界戦争であつて東亜戦争ではない。

として、『大東亜戦争』の「大東亜」は、戦争地域の地理的名称として「東亜で戦う」として解している。しかし、内閣作成文書や『情

え、「大東亜戦争」は、戦争を地域的に限定したものでない以上、全世界的な戦争に發展することを予想して、呼称されたものであつた。

戦後、『大東亜戦争』を「第二次世界大戦」の中へ含めて考える考え方もあるが、その世界性を考慮に入れるならば、妥当な言い方と云えるだろう。また、日本が参加した一連の戦いを、連続的に捉えて、「十五年戦争」と呼称する考え方も近來行われているが、この呼び方も、時間的連続を尺度にしているものである。

なお、『思想の科学』の座談会で、「大東亜共榮圏の理念と現実」と題するテーマについて意見交換が行われている。その中で、竹内好氏が

大東亜戦争、つまり対米英、あとになるとオランダとかいろいろなが入ってくるわけですが、こちらから宣戦したのは米英ですね。大東亜戦争というのは、非常に逆説的なものだけれども、日華事変の何とも言えないようないやな気持がふつ切れたというのが一つあるのですよ。

と発言している。この発言の根底には、日華事変と「大東亜戦争」、つまり対米英戦争とが明確に区別して使われている。この場合の「大東亜戦争」の使い方は、当時の政府の採つた「大東亜戦争」の呼称方法とは一致していない。当時の「大東亜戦争」の呼称方法から見る限りにおいては、使い方が外れているとも言えよう。(もともと、「日華事変」を種々対米英戦争に至つて、はじめて過去に遡り、「日華事変」を含めて「大東亜戦争」と呼称したことであり、一般的にはむしろ、竹内氏のような考えの方が自然であるの



報局発表」を照らしてみると、明らかに戦争地域の地理的地域を示したものでないから、この考え方は、この限りにおいて正しくないと言えよう。つまり「大東亜戦争」の「大東亜」は、「大東亜地域において戦う」という意味でなく、「大東亜新秩序建設」を今後新ニ生起スルコトアルベキ軍事行動」であったからである。今次戦争の呼称「大東亜戦争」には、戦争目的が凝縮された形で、その意味が込められていたのである。すなわち、次の一文によっても、それが解かる。

対米英蘭戦争の戦争目的は、日本の自存自衛を完し大東亜の新秩序を建設するに於て、それは十一月五日御前會議決定の「帝國國策遂行要領」の第一項において「帝國は現下の危局を打開して自存自衛を完し大東亜の新秩序を建設する為この際対英米蘭戦争を決意し」と明示せられてある。而してここに戦争目的として、自存自衛と新秩序建設との二目的が併記せられて、その重点は固より前者に存した。後者の新秩序建設は、一度戦争に突入したならば、結果として勢い新秩序建設という問題にまで発展せざるを得ないであろうとの考慮に基く、従属的乃至結果的の戦争目的ともいへべきものであった。

と、「大東亜戦争」全史2にある。「自存自衛」とともに、「大東亜の新秩序」が、戦争の二天目であったことが解かる。「自存自衛」は、戦争となれば必ず掲げられる目的であり、重要ではあるけれども自明の理すきて、今更の感が強い。たとえ、「従属的乃至結果的」目的であったとしても、「大東亜の新秩序建設」を目的として掲げ、それを戦争の呼称に使用した方が世界にもアピールする。

その効果を考えて、「大東亜戦争」の呼称が考えられたのではない。か。

ところで、昭和十六年十二月八日の対米英の「宣戦の大詔」文を見ると、支那事変からの因縁を明確に表し、支那事変をも含めて大東亜戦争に至る経過をその大詔の文章にはつきりと表している。

今や不幸ニシテ米英兩國ト露端ヲ開クニ至ル。洵ニ己ムヲ得サルモノナリ。豈朕カ志ナラムヤ。中華民國政府實ニ帝國ノ真意ヲ解セシ。蓋シ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ擾乱シ、遂ニ帝國ヲ干渉スルアリ。帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ビ、相提携スルニ至レルモ、重慶ニ残存スル政權ハ、米英ノ庇護ヲ恃ミテ、兄弟尚未タ離レ相聞クラ後メス。米英兩國ハ残存政權ヲ支援シテ、東亞ノ禍亂ヲ助長シ、平和ノ美名ニ匿レテ、東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス。

とあるのがそれであり、この大詔の中にも支那事変「対米英戦争が区別し切り離すことが不可能であることを、表明しているのである。

註(一) 内閣府公文書  
 (2) 大東亜戦争の根本原因 企画院研究會著 三頁、四頁  
 (3) 大東亜戦争全史 1 原部章四郎 五三頁  
 (4) 大東亜建設と宗教(第一三六号) 一頁  
 (5) 思想の科長 昭和十六年十二月十三日付朝日新聞による。  
 (6) 宣戦の大詔 昭和十六年十二月八日  
 (7) 大東亜戦争の起因と日本の将来 帝國地誌 七〇頁  
 (8) 大東亜戦争の呼称について、大東亜の地域において戦われる戦争」と解する人は他にも存在する。「自存」(通巻三二二号)において、原部章四郎は、大東亜戦争は、「大東亜の地域において戦われる戦争」という意味で

大東亜戦争と名づけられたのであります。と書かれる。(五〇)氏の論拠となつてゐるのは、「自存自衛」という言葉が各種要領、決定、宣戦の大詔に頻りに出ることから「大東亜の新秩序建設」は、第一義的であり、主たりえない、したがって「自存自衛」のために、大東亜の地域において戦われる戦争」という意味で、「大東亜戦争」という名称が付けられたとするのである。

(8) 『大東亜戦争全史』2 原部章四郎 一〇三頁、一〇四頁  
 (9) 『宣戦の大詔』昭和十六年十二月八日

三 各法律条文中の呼称変更「支那事変」から「大東亜戦争」へ

「大東亜戦争」という呼称が決定され、その中に「支那事変」をも包含せしめることとなつたが、その具体的影響はどのようなものであつたらうか。端的に言うと、各法律条文中の呼称の変更は留まつたと言えよう。

内閣「秘密院」帝國議會を経て、法律九号という形で出され、これに従つて、呼称決定に伴う字句の修正が行われたのである。すなわち「支那事変」とあるのを、例外を除いて、「大東亜戦争」に改められたのである。その過程の中で出された史料がある。

秘密院の「審査報告」は次の通りである。

大東亜戦争ノ呼称ヲ定メタルニ伴フ各法律中改正法律案帝國議會へ提出ノ件審査報告

隨テ今回御諮詢ノ大東亜戦争ノ呼称ヲ定メタルニ伴フ各法律中改正法律案帝國議會へ提出ノ件ヲ審査スルニ政府ニ於テハ客年十二月十二日閣議決定ヲ以テ今次ノ戦争ハ支那事変ヲモ含メテ大東亜戦争ト呼称スルコトト定メタルニ由リ本案ヲ以テ勅令ニ依リ別段ノ

定ヲ為シタル場合ヲ除ク外各法律中支那事変トアルヲ「大東亜戦争」ト改ムルコトシ此ノ改正法律案ヲ今期帝國議會ニ提出セントスルモノナリ而シテ此ノ法律案ニ依リ改正セラルベキ各法律ハ当局ノ調査ニ依リバ其ノ數三十有餘ニ上リ其ノ中ニ幾ニ本院ノ御諮詢ヲ經テ制定セラレタル昭和十三年法律第八十四号(支那事変ニ際シ召集中ノ者ノ選挙権及被選挙権等ニ関スル法律)ヲ包含スルノ故ヲ以テ本案ハ茲ニ本院ノ詢議ニ付セラレタルモノナリ乃チ本件ノ法律案ハ各法律中ニ存スル「支那事変」ナル措辭ヲ改正ヲ為セントスルモノニシテ之ヲ今期ノ帝國議會ニ提出スルモ別ニ支障ナキニ由リ本件ハ此ノ儘可決セラレ然ルベキモノト思料ス

右審査ノ結果ヲ報告ス  
 昭和十七年一月二十二日  
 秘密院書記官長 堀江季雄

秘密院議長 原 嘉道殿

とある。「本件ノ法律案ハ各法律中ニ存スル「支那事変」ナル措辭ヲ改正為セントスルモノ」であつて、實質的内容的にはなんら変更はなかつたのである。

なお、秘密院の「詢議」に付せられた経緯についても言及してあり、秘密院においても「可決」されていく過程を述べているものである。

政府は、帝國議會へも、この法案を提出しているが、その理由書なるものを作成している。これは全く事務的な文書と言つてよいものであり、大して意味がないものであるが、事のついでに掲げてみよう。「大東亜戦争ノ呼称ヲ定メタルニ伴フ各法律中改正法律案

理由書には、次のようにある。  
大東亜戦争ノ呼称ヲ定メタルニ伴フ各法律中改正法律案理由書  
今次ノ戦争ハ支那事変ヲ包含メ大東亜戦争ト呼称スルコト為  
リタルニ伴ヒ各法律中改正ヲ要スルモノアリ是レ本案ヲ提出ス  
ル所以ナリ  
と、帝国議会へ内閣が説明している。

ところで、法律第九号によって、「支那事変」から、「大東亜戦争」に字句が変更されるべき諸法律は、どのくらい存在したのであろうか。合計三十三を算えた。

一例を挙げると、内務省関係の法律である昭和十三年法律第八十四号「支那事変ニ際シ召集中ノ者ノ選挙権及被選挙権等ニ関スル法律」等がそれであった。該当条文は、第一条及第二条で、その中の「支那事変」を、「大東亜戦争」に改めることであつた。

次に、各省関係別に法律の数を調べてみよう。(法律名は、省略する。)  
「大東亜戦争」呼称ヲ定メタルニ伴フ各法律中改正法律案参考資料  
支那事変ノ呼称ヲ掲グル法律調  
として、内務省関係一、大蔵省関係二四、陸軍省関係一、農林省関係五、商工省関係一、通信省関係一の各法律名を挙げてみる。  
これら「支那事変」呼称ヲ掲グル法律は、「大東亜戦争」と呼称が改められたのである。すなわち、法律第九号に準拠して、行われしたのである。  
かくして、秘密院、帝国議会を経て、法律第九号として、公布されたのである。

れたのである。  
次に、その法律第九号を、掲げよう。

朕秘密顧問ノ諮詢ヲ経テ帝国議会ノ協賛ヲ経タル大東亜戦争ノ呼称ヲ定メタルニ伴フ各法律中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
御名御璽  
昭和十七年二月十七日  
内閣総理大臣 東条英機

法律第九号  
勅令ヲ以テ別段ノ定メタル場合ヲ除ク外各法律中「支那事変」ヲ「大東亜戦争」ニ改ム  
とある。  
なお「附則」として「本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」とある。これも解かるように、単なる字句の修正に留まつており、「支那事変」が「大東亜戦争」に変わったとしても、字句修正された法律そのものの効力が変わったわけではなかつた。「附則」にあるように勅令が後に法律第九号を補足する形で出されている。すなわち、勅令第九号がそれであつた。この勅令第九号が、「勅令案」として起草されたのは、昭和十七年二月十九日であり、正式に公布されたのは、昭和十七年二月二十七日であつた。この勅令第九号は、法律第九号の施行期日を定めているほか、例外規定として、支那事変特別税法のみは、「法律第九号ニ依リ改メラルルコトナシ」としているのである。  
支那事変特別税法のみが、「大東亜戦争」という語に変更されな

かつたのはなぜか。支那事変特別税法という法律が、支那事変に限定したものであり、「支那事変」を「大東亜戦争」に変更すると、その適用運用上問題が生じてくると考えられたのではないか。因みに、同法第三十条には、「本法ハ支那事変終了後其ノ年ノ翌年十二月三十一日迄ニ之ヲ廃止スルモノトス」と明記されており、同法存続のために同法の名称は変更されなかつたのではないか。  
次に、勅令第九号を掲げよう。

朕昭和十七年法律第九号大東亜戦争ノ呼称ヲ定メタルニ伴フ各法律中改正法律施行ニ関スル件ヲ及可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
御名御璽  
昭和十七年二月十七日  
内閣総理大臣

勅令第九号  
各法律中支那事変特別税法トアルハ昭和十七年法律第九号ニ依リ改メラルルコトナシ昭和十七年法律第九号及前項ノ規定ハ昭和十七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス  
「理由」としては、

昭和十七年法律第九号ノ施行期日ヲ定ムルト共ニ之ガ適用除外ノ規定ヲ設クルノ要アルニ依ル  
とある。  
註(一) 秘密院作成文書 秘印有り  
(二) 内閣作成文書  
(三) 内閣作成文書  
(四) 内閣作成文書  
(五) 内閣作成文書  
(六) 内閣作成文書

七 す び  
以上、「大東亜戦争」の呼称決定についての経緯について論じてきた。「大東亜戦争」、「太平洋戦争」等の呼称議論に一石を投ずることが出来れば光栄である。  
「大東亜戦争」の呼称を使用するにせよ、否定するにせよ、その経緯由来を明らかにしなければ、論議は前進しないという見方に立つたものである。